

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、保険税（料）が減免となります。

【保険税（料）が減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方
→保険税を全額免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少（※）が見込まれる世帯の方
→保険税の一部を減額

※保険税が一部減額される具体的な要件
世帯の主たる生計維持者について

- (1)事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
- (2)前年の所得の合計金額が1,000万円以下であること。
- (3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年における合計所得金額が、400万円以下であること。
（主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず対象保険税の全額を免除。）

ご自身が対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、下記の窓口までお問い合わせください。

■お問い合わせ

税務課税務グループ（国民健康保険税）
町民課住民グループ（後期高齢者医療保険料）
☎01392-2-3131

ひとり親世帯臨時特別給付金について

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します。

■支給対象者

【基本給付】以下、①～③のいずれかに該当する方

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- ②公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方

○児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります。

○既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、**児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止または一部停止されたと推測される方も対象**となります。

【追加給付】基本給付対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方。

■給付額

【基本給付】1世帯5万円 第2子以降ひとりにつき3万円

【追加給付】基本給付対象の①または②の方1世帯5万円

■給付金の手続き

・①に該当する方は申請不要で、8月以降に、児童扶養手当の振込口座に振り込みます。①に該当する方で給付を希望しない場合は、「給付金（基本給付）受給拒否の届出書」を町ホームページよりダウンロードし、役場町民課まで提出してください

・②、③に該当の方は申請が必要となります。申請書については町ホームページからダウンロードするか、町民課窓口で受け取れます。

・追加給付の該当となる方は、現況確認時（8月）などにあわせて、収入が減少している旨の申請を行っていただきます。

■お問い合わせ・申請窓口 町民課住民グループ ☎01392-2-3131

■受付時間 月曜～金曜 8時30分～17時15分